津山市パートナーシップ宣誓制度(案)

制度導入について検討中です。以下は、導入となった際の導入制度概要案です。

1 制度導入の背景

津山市第5次総合計画 後期実施計画

大綱II 健やかで安心できる支え合いのまちづくり 中分類2 支え合いのまちをつくるために 小分類6 人権尊重・平和施策の推進と男女共同参画社会の実現

第5次津山男女共同参画さんさんプラン

基本目標Ⅲ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現

重点目標 8 地域社会における男女共同参画の推進と多様性を尊重する安全・安心な 環境づくり

主要施策(23) 生活上の困難を抱えた人が安心して暮らせる環境づくり

2 定義

- (1) パートナーシップ
- 一方又は双方が性的マイノリティの2人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係
- (2)宣誓

パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いにパートナーシップである ことを誓うこと

- (3)性的マイノリティ 何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。
- (4) 多様な性について(性の4要素)
- ① 法律上の性 戸籍に記載された性
- ② 性自認 自らをどのような性と認識するか、又は認識をしないか
- ③ 性的指向 恋愛感情や性的感情の対象となる性別又は対象がないかについての指向
- ④ 表現する性 服装や言葉使い等、社会に向けて表現する自分の性

3 制度の概要

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方また は双方が性的マイノリティ2人が、パートナーシップ関係を宣誓し、市は要件を審査したうえ で受領書を発行し宣誓書の受領を証明します。法的な効力が生じるものではありません。 家族として生計を一にする未成年の子どもや親を、希望に応じて家族であるとして宣誓に含 めることが可能です。

4 制度の目的

すべての人が互いを認め合い、ありのままの自分で安心して暮らしていける社会を実現するために、性の多様性を理解し、性的指向や性同一性障害等により差別をしない、人権尊重の意識づくりを進めるためです。

5 根拠規定

制度実施要綱を新たに制定します。

6 宣誓を行うことができる人

- (1) 成人に達していること。(満18歳以上)
- (2) いずれも市内に住所を有していること。(一方が転入予定である場合を含み、同居・別居は問いません。)
- (3) 配偶者がなく、かつ他のパートナーシップ関係がないこと。
- (4) 近親者でないこと。(パートナーシップ関係に基づく養子縁組は除きます。)
- (5) 家族として生計を一にする宣誓者の未成年の子どもや親がいる場合は、希望により宣誓 に含めることが可能(15歳以上のときは本人の同意が必要)

7 提出書類等

- (1) パートナーシップ宣誓書 戸籍上の性と性自認が異なる等のときは、通称名も使用することができます。
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (3) 戸籍抄本その他配偶者がいないことを証明する書類
- (4) 個人番号カード等本人を確認できるもの、等

8 手続の流れ

- (1) 事前に来庁日を予約
- (2) 宣誓者双方で来庁し届出
- (3) パートナーシップ宣誓書受領書、パートナーシップ宣誓書受領カードの交付

9 宣誓の内容変更等

(1) 再交付、宣誓内容変更

宣誓書受領書等の紛失等の場合、また住所(市内転居)など変更の場合には、届出により宣誓書受領書等を再交付します。

(2)返還

パートナーシップの解消、市外への転出、死亡等の際は、届出とともに宣誓書受領書等を返還いただきます。

(3)無効

宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がない、宣誓書の内容に虚偽があった等の際は、 宣誓を無効とします。

10 制度の周知、啓発

本制度の趣旨が十分に理解されるよう、様々な機会をとらえて市民や事業者の皆さまへの制度の周知、啓発に取り組みます。

岡山連携中枢都市圏ビジョン、また津山圏域定住自立圏共生ビジョンの取組のなかでも、制度 の充実を図っていきます。